

西之島の郷居宅介護支援事業所

運 営 規 程

令和6年度改正版

社会福祉法人 斉慎会

第1章 事業の目的及び運営方針等

(目的)

第1条 社会福祉法人斉慎会が開設する西之島の郷居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援等の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「職員」という。）が要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業者は、介護保険法等の趣旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを行なうものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西之島の郷居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 磐田市西之島 26 番地 1

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。）
- (2) 介護支援専門員 1名以上（居宅介護支援に関する業務を行う。）

※介護支援専門員の員数は、利用者の増加に合わせて増減する。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（但し、祝祭日を除く。）
- (2) 営業時間 9時00分から18時00分まで

※上記以外にも電話にて、24時間常時連絡が可能な体制を確保し、無休で対応するものとする。

第4章 同意と契約

(契約内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所及び職員は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、同意を得た上で契約を締結するものとする。

(受給資格等の確認)

第7条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができるものとする。

第5章 サービスの提供

(サービスの内容と提供方法)

第8条 サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 要介護認定等の申請に係る援助
- (2) 「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス計画」の作成と実施状況の把握
- (3) 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況などサービスに必要な課題の分析
- (4) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は、地域包括支援センターより委託を受けた要支援状態の方に対し、要介護状態になることを予防するための支援
- (5) 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜の提供

(サービスの取扱方針)

第9条 事業所及び職員は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切なサービスを行うものとする。

2 事業所及び職員は、サービスを提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

3 事業所及び職員は、介護支援専門員等がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解し易いように説明を行うものとする。

4 事業所及び職員は、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行うものとする。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は、磐田市、袋井市とする。

(利用料等)

第11条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 事業所は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払を受ける額と、厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額との間に、不合理な差が生じないようにしなければならない。

3 通常の事業実施地域を越えた地点からサービスに要した交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点から、1 kmにつき20円を徴収するものとする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名捺印を受けるものとする。

第6章 職員の服務規程と質の確保

(職員の服務規程)

第12条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護に関する法律を遵守し、業務上の命令に従い、自己の業務に専念しなければならない。服務に当たっては、常に以下の事項に留意するものとする。

(1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力する。

(職員の質の確保)

第13条 事業所は、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守しなければならない。

2 事業所は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、関係機関、医療機関に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

4 事業所は、個人情報の保護に関する法律に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する者とする。

第7章 その他

(勤務体制等)

第15条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めるものとする。

2 職員は、身分を証する書類を携行し、訪問時又は必要に応じて提示するものとする。

(記録の整備)

第16条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業所は、利用者へのサービス提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(苦情処理)

第17条 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力しなければならない。市町村からの指導又は助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行い報告しなければならない。

3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、静岡県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行い報告しなければならない。

(虐待の防止に関する措置)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行う。

また、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための職員に対する定期的な研修の実施

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

(3) 虐待防止のための指針の整備

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに通報するものとする。

(自然災害時の事業継続)

第19条 事業者は、自然災害発生時でもできる限り事業が継続できるよう、委員会の設置、指針の整備、研修および訓練の実施等、必要な処置を講じるものとする。

(感染症への対策および事業継続)

第20条 事業者は、感染症が発生およびまん延防止のため、また、発生時でもできる限り事業が継続できるよう、委員会の設置、指針の整備、研修および訓練の実施等、必要な処置を講じるものとする。

(その他)

第21条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人齊慎会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。